

証券コード：3635  
令和8年6月2日  
(電子提供措置の開始日 令和8年5月26日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号  
**株式会社コーエーテクモホールディングス**  
代表取締役 社長執行役員CEO 鯉 沼 久 史

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、令和8年6月17日（水曜日）午後6時まで、「議決権行使のご案内」（6頁から7頁まで）の方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）  
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目3番6号  
KTビル（株式会社コーエーテクモゲームス本社）  
4階Mホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第17期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  - 第17期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役11名選任の件  
**第3号議案** 監査役1名選任の件  
**第4号議案** ストック・オプションとして新株予約権を発行する件  
**第5号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### 4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.koeitecmo.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「コーエーテクモホールディングス」又は「コード」に「3635」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以 上

<ご来場を予定されている株主様へのお願い>

◎本総会においては、適切な会場設営を図ることを目的として、事前登録にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご来場を予定されている株主様におかれましては、①氏名／法人名（法人の場合は、ご来場いただく方の部署名・役職・氏名）、②株主番号をご記載の上、令和8年6月12日（金曜日）午後6時までに、メールアドレス（[soukai2026@koeitecmo.co.jp](mailto:soukai2026@koeitecmo.co.jp)）宛てに、Eメールにてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

◎当社でEメールを受信した後、2営業日以内に受信確認のご返信をいたします。もし当社からの受信確認のEメールがない場合は、システム上の問題等で当社にEメールが届いていない可能性がございますので、再度、ご設定等をご確認の上、Eメールをお送りくださいますようお願い申し上げます。

※上記期日以降にご連絡をいただいた場合は、当社から受信確認のご返信はいたしませんのでご注意ください。

※事前登録のご連絡の際、当社が取得した株主様の個人情報は本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務以外の目的に使用することはございません。

※ご利用のプロバイダー又は携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社からの送信後、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、Eメールをお受け取りいただけない可能性がございます。この事象につきましては当社側で対応を行うことができませんので、受信されるメールアドレス側にて、ドメイン【[koeitecmo.co.jp](mailto:koeitecmo.co.jp)】からのEメールの受信を有効とするよう設定をお願いいたします。設定方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルのご確認をお願い申し上げます。

<インターネットによるライブ配信について>

◎当日は株主様向けに、本総会及び事業説明会の模様をインターネットを通じてライブ配信いたします。視聴方法は「インターネットによるライブ配信のご案内」（5頁）に記載しております。

<株主様へのお知らせ>

◎電子提供措置事項については、インターネット上の各ウェブサイトにはアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなっておりますが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 会社の新株予約権等に関する事項
- ② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結計算書類の連結注記表
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

◎議決権行使書とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎本総会終了後、休憩時間を挟んだ上で、同会場において事業説明会を開催いたします。開催時刻は本総会終了時刻によるため未定となりますが、経営方針等につきご理解をより深めていただく機会として、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎会場にクロークのご用意はありませんので、お荷物は各自で管理をお願い申し上げます。

## <インターネットによるライブ配信のご案内>

株主の皆様、インターネットで本総会及び事業説明会の模様をライブ配信いたしますので、ご案内申し上げます。

### 1. 配信日時

令和8年6月18日（木曜日）午前10時～事業説明会終了時刻まで

※インターネットライブ配信のログインページは、開始時間10分前の午前9時50分に開設予定です。

※ご来場の株主様のプライバシーに配慮して撮影を行いますが、やむを得ず映り込んでしまう場合もあります。あらかじめご了承ください。

### 2. パソコン、タブレット、スマートフォンからのアクセス方法

(1) 下記URLにアクセスしてください。

<https://www.koeitecmo.co.jp/news/2026/05/soukai2026.html>

(2) ログイン画面でIDとパスワードを入力して、ログインしてください。

ID 株主番号（9桁の半角数字）

パスワード ご登録住所の郵便番号（7桁の半角数字）

株主番号

**議決権行使書** (株主番号 ○○○○○○○○) 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日


00000000

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサポ  
ログインQRコード

見本

00000000

※議決権行使書用紙はイメージです。

### 3. ご視聴に関する注意事項

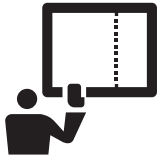
(1) インターネットによりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会へのご出席とは認められませんので、質問・議決権行使等を行うことはできません。

(2) ご利用される機器やインターネットの通信環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(3) ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

(4) インターネットライブ配信の録音、録画、SNS等へのアップロードは行わないでください。

(5) 悪質な利用が認められた場合は、ご視聴を制限する場合があります。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法 (事前登録制)

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。  
※事前登録の詳細については3頁をご参照ください。

株主総会開催日時

令和8年6月18日(木曜日)  
午前10時



### インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和8年6月17日(水曜日)  
午後6時完了分まで



### 書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

令和8年6月17日(水曜日)  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 郵中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使書  
ウェブサイトで  
ログインIDと  
パスワード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

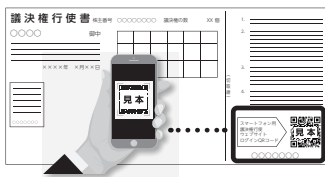
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

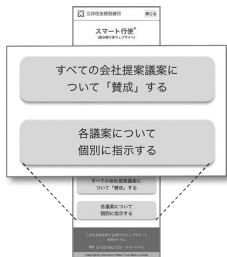
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

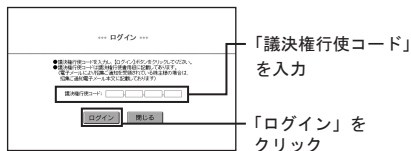
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

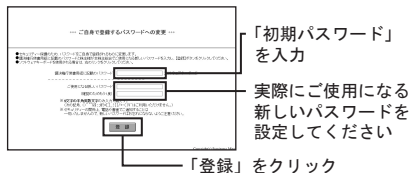
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(自 令和7年4月1日)  
(至 令和8年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の関税政策や地政学リスク等に伴う不確実性があったものの、緩やかに持ち直しました。

このような経営環境下において、第4次中期経営計画の初年度となる当期は、中長期での飛躍に向けた「成長のための基盤づくり」をテーマとして、各種施策に取り組みました。

当期はパッケージゲーム14タイトルを発売し、オンライン・モバイルゲームでは新作2タイトルの配信を開始しました。大型タイトル<sup>(※1)</sup>を含む新作等が貢献したことで売上高、営業利益は前年を上回りました。営業外収支は金融市場の動向を注視しながら機動的にポートフォリオの組み換えを行い、利益を計上しました。

これらの結果、当社グループの当期業績は、売上高883億93百万円(前期比6.3%増)、営業利益371億68百万円(同15.7%増)、経常利益570億円(同14.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益428億30百万円(同13.8%増)となり、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高の業績となりました。

セグメントの状況につきましては以下のとおりです。

#### <エンタテインメント事業>

「シブサワ・コウ」ブランドでは、パッケージゲームは『信長の野望・新生 with パワーアップキット Complete Edition』、『三国志8 REMAKE with パワーアップキット』、『Winning Post 10 2026』を発売しました。スマートフォンタイトルでは、『キングダム 覇道』<sup>(※2)</sup>の配信を開始し、『三国志 覇道』と『信長の野望 覇道』は引き続き収益に貢献しました。

「ω-Force」ブランドでは、『真・三國無双 ORIGINS』が「日本ゲーム大賞2025 年間作品部門」の「優秀賞」等、年間を通して複数のアワードを受賞しました。本タイトルにおいては1月に追加で大型ダウンロードコンテンツを配信し、Nintendo Switch 2<sup>(※3)</sup>版を発売しました。また、3月に『ぽこ あ ポケモン』<sup>(※4)</sup>を発売し、世界販売本数は発売後4日で220万本を突破しました。

「Team NINJA」ブランドでは、『NINJA GAIDEN 4』<sup>(※5)</sup>、『零 ～紅い蝶～ REMAKE』を発売しました。2月に発売した『仁王3』は世界販売本数がシリーズ最速で100万本を達成し、シリーズ累計では1,000万本を突破しました。

「ガスト」ブランドでは、『紅の錬金術士と白の守護者 ～レスレリアーナのアトリエ～』、『ライザのアトリエ ～秘密トリロジー～ DX』を発売しました。

「ルビーパーティー」ブランドでは、『遙かなる時空の中で 龍宮の神子』の配信を開始しました。

「midas」ブランドでは、『信長の野望 出陣』において、各種イベントを実施しました。

「AAAスタジオ」では、『ゼルダ無双 封印戦記』<sup>(※6)</sup>を発売し、全世界累計出荷本数が100万本を突破しました。

IP事業においては、当社がIPを許諾したスマートフォンゲーム5タイトルがサービスを開始しました。『三国志・戦略版』（国内では『三国志 真戦』）は引き続き収益に寄与しました。

以上の結果により、エンタテインメント事業の売上高は825億41百万円（前期比5.7%増）、セグメント利益は366億42百万円（同16.4%増）となりました。

(※1) 販売本数100万本以上を計画するタイトル

(※2) 『キングダム 覇道』の配信元は株式会社バンダイナムコエンターテインメントです。

(※3) Nintendo Switch 2 は任天堂株式会社の商標です。

(※4) 『ぼこ あ ポケモン』の発売元は株式会社ポケモンです。

(※5) 『NINJA GAIDEN 4』の発売元はXbox Game Studiosです。

(※6) 『ゼルダ無双 封印戦記』の海外における発売元は任天堂株式会社です。

## <アミューズメント事業>

アミューズメント施設では新店1店舗を出店するとともに、既存店売上高が好調に推移しました。スロット・パチンコでは液晶ソフト受託開発に取り組み、開発受託5タイトルが稼働を開始しました。

以上の結果により、アミューズメント事業の売上高は47億82百万円（前期比15.2%増）、セグメント利益は8億2百万円（同60.4%増）となりました。

## <不動産事業>

ライブハウス型ホールKT Zepp Yokohamaは高い稼働率となりました。

以上の結果により、不動産事業の売上高は12億99百万円（前期比5.3%増）、セグメント利益は3億27百万円（同7.6%増）となりました。

## <その他事業>

ベンチャーキャピタル事業において、ファンドの管理費用が発生しました。

以上の結果により、その他事業の売上高は3億94百万円（前期比23.8%増）、セグメント損失は6億4百万円(前期はセグメント損失1億64百万円)となりました。

なお、当連結会計年度における販売（売上）実績をセグメント別に示しますと、次のとおりであります。

事業セグメントの名称	金額	構成比
エンタテインメント事業	82,541百万円	93.4%
アミューズメント事業	4,782百万円	5.4%
不動産事業	1,299百万円	1.5%
その他事業	394百万円	0.4%
計	89,017百万円	100.7%
消去又は全社	△624百万円	△0.7%
合計	88,393百万円	100%

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、245億55百万円であります。その主なものは、新社屋の土地・建物の取得203億87百万円、新社屋の内装工事を中心とした不動産にかかる設備投資19億49百万円、新規独身寮の土地・建物の取得9億28百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、令和7年9月2日付の取締役会決議に基づき、令和7年9月17日を払込期日とする公募による自己株式の処分及びオーバーアロットメントによる売出に関連した令和7年9月30日を払込期日とする第三者割当による自己株式の処分を実施し、総額で315億38百万円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、緩やかな成長が期待されるものの、米国の政策動向や中東等の地政学リスクなど、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

ゲーム市場におきましては、グローバルな市場規模の拡大及びユーザー人口の増加が継続しており、今後も中長期的な成長が見込まれております。

このような経営環境のもと、当社グループはコーエーテックモの精神「創造と貢献 新しい価値を創造して、社会に貢献する」に基づき、ビジョン「世界No.1のデジタルエンタテインメントカンパニー」の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいります。中長期では世界のデジタルエンタテインメント企業の中で、営業利益額世界トップ10<sup>(※)</sup>となることを目指します。

(※)当社調べに基づく

2025年度より開始した3カ年の第4次中期経営計画は、引き続き中長期での飛躍に向けた「成長のための基盤づくり」をテーマとして各種施策を推進してまいります。「パイプラインの数、パイプラインの質、販売力、コスト効率」のそれぞれの成長を4つの目標として掲げます。その柱となる「経営基盤強化（人的資本・ガバナンス）」「事業戦略」「キャッシュアロケーション（成長投資・利益還元）」について重点的に取り組みます。

人的資本への投資の一環として開発体制のさらなる拡充に加え、2026年度より新オフィスとして横浜シンフォステージの利用を本格的に開始するなど、社員が創造性を最大限に発揮できる魅力的な職場環境の実現を果たします。

また、グローバルなビジネス展開とマーケティングの推進と強化を目的としてIP事業部門とマーケティング部門の組織体制を変更します。新たな体制のもと、当社のグローバル市場での存在感の向上を目指します。

エンタテインメント事業におきましては、複数の新作タイトルの投入を予定しております。加えて、既存IPの多面的な展開を推進し、IP価値の最大化を図るとともに、グローバル市場における販売力の強化に努めてまいります。

アミューズメント事業におきましては、スロット・パチンコ分野及びアミューズメント施設運営において、既存事業の改善と新規施策の実行により、持続的成長を目指してまいります。

不動産事業におきましては、保有物件の運営効率の向上及び高稼働率の維持に努め、安定した収益の確保を図ってまいります。

営業外収支におきましては、金融環境の変化に対応しつつ、安定的な運用を継続してまいります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 (令和5年3月期)	第15期 (令和6年3月期)	第16期 (令和7年3月期)	第17期 (当連結会計年度) (令和8年3月期)
売 上 高 (百万円)	78,417	84,584	83,150	88,393
経 常 利 益 (百万円)	39,899	45,741	49,988	57,000
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)	30,935	33,792	37,628	42,830
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	98.20	107.06	119.14	131.77
総 資 産 (百万円)	210,889	245,802	209,828	313,662
純 資 産 (百万円)	142,684	175,552	189,421	272,536

(注) 当社は、令和4年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期（令和5年3月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況（令和8年3月31日現在）

### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光優ホールディングス及び株式会社光優であります。株式会社光優ホールディングスの当社に対する議決権比率は51.92%であります。株式会社光優は、当社株式を直接所有する株式会社光優ホールディングスの親会社であり、当社株式を間接所有していることから、同社の当社に対する議決権比率は51.92%であります。

当社と親会社との間に重要な営業取引はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コーエーテックモゲームス	9,090百万円	100.00%	パソコン・家庭用ゲームソフト等の企画・開発・販売、オンラインゲーム・モバイルコンテンツの企画・開発・運営、書籍・音楽ソフト・映像ソフト・グッズ等の企画・制作・販売、イベントの企画・運営、不動産事業
株式会社コーエーテックモウェア	100百万円	100.00%	スロット・パチンコの液晶受託開発、アミューズメント施設の企画開発・運営・管理
株式会社コーエーテックモネット	110百万円	100.00%	パソコン・家庭用ゲームソフト等の流通・卸し・通信販売
株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス	200百万円	100.00%	グループ会社の資金管理、貸付、借入に関する業務、有価証券類の保有、運用及び投資等
KOEI TECMO AMERICA Corporation	2百万米ドル	100.00%	米国におけるパソコン・家庭用ゲームソフトの製造・販売
KOEI TECMO EUROPE LIMITED	24百万英ポンド	100.00%	欧州におけるパソコン・家庭用ゲームソフトの製造・販売
台湾光荣特庫摩股份有限公司	30百万台湾ドル	100.00%	アジアにおけるパソコン・家庭用ゲームソフトの製造・販売

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス	神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号	38,959百万円	141,127百万円

(7) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

事業部門	主要製品・事業内容
エンタテインメント事業	エンタテインメントコンテンツの開発・販売、IPライセンス事業
アミューズメント事業	スロット・パチンコの液晶受託開発及び版權許諾、アミューズメント施設の企画開発・運営・管理
不動産事業	ライブハウス型ホール及び賃貸用不動産の運用・管理
その他事業	ベンチャーキャピタル事業等

(8) 主要拠点等（令和8年3月31日現在）

当社本社	神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号
国内拠点	株式会社コーエーテックモゲームス（神奈川県横浜市西区） 株式会社コーエーテックモウェブ（東京都千代田区） 株式会社コーエーテックモネット（神奈川県横浜市港北区） 株式会社コーエーテックモオリティアシュアランス（神奈川県横浜市港北区） 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス（神奈川県横浜市港北区） 株式会社コーエーテックモキャピタル（神奈川県横浜市港北区） 株式会社コーエーテックモリブ（神奈川県横浜市港北区）
海外拠点	KOEI TECMO AMERICA Corporation（アメリカ） KOEI TECMO EUROPE LIMITED（イギリス） 台湾光荣特庫摩股份有限公司（台湾） 天津光荣特庫摩軟件有限公司（中国） 北京光荣特庫摩軟件有限公司（中国） KOEI TECMO SINGAPORE Pte. Ltd.（シンガポール） KOEI TECMO SOFTWARE VIETNAM CO., LTD.（ベトナム） 上海光荣特庫摩娛樂有限公司（中国）

(9) 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	
	社員数	臨時雇用者数
エンタテインメント事業	2,488名	103名
アミューズメント事業	57名	198名
全社（共通）	290名	248名
合計	2,835名	549名

- (注) 1. 社員数は連結会社を含めた就業人数（連結会社外への出向者を除き、連結会社への出向者を含む）であります。また、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、当連結会計年度の平均人員を記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門、不動産事業及びその他事業に所属している人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
社員数	臨時雇用者数		
121名	39名	38.8歳	9.8年

- (注) 1. 社員数は就業人数（社外への出向者を除き、当社への出向者を含む）であります。また、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、当事業年度の平均人員を記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は社員について記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたっては、当社グループからの転籍により当社で就業している社員については、各社における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先（令和8年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

グループファイナンス機能の集約によるガバナンス強化や最適なキャッシュマネジメントの実現を目的として、当社子会社の株式会社コーエーテクモコーポレートファイナンスは、令和7年4月1日付で当社子会社の株式会社コーエーテクモゲームスの有価証券等の運用等に関する権利義務を吸収分割により承継いたしました。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（令和8年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 336,096,924株  
 (3) 株主数 46,466名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 光 優 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	173,166,186株	51.83%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 7 5 2	31,267,360株	9.36%
環 境 科 学 株 式 会 社	21,650,070株	6.48%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	21,133,078株	6.33%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	9,569,900株	2.86%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	2,378,625株	0.71%
襟 川 芽 衣	2,004,420株	0.60%
襟 川 亜 衣	2,000,000株	0.60%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,895,487株	0.57%
公 益 財 団 法 人 柿 原 科 学 技 術 研 究 財 団	1,684,800株	0.50%

- (注) 1. 当社は、自己株式2,010,124株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 令和8年1月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アヤル・ファースト・インベストメント・カンパニーが、31,267,360株を所有している旨が記載されているものの、当社として令和8年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（令和8年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役名誉会長	襟川 恵子	株式会社光優ホールディングス取締役名誉会長 株式会社光優取締役名誉会長 株式会社ゲームアートミュージアム取締役 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス代表取締役社長 ソフトバンクグループ株式会社社外取締役
代表取締役会長兼 取締役会議長	襟川 陽一	株式会社光優ホールディングス代表取締役会長 株式会社光優代表取締役会長 株式会社ゲームアートミュージアム取締役
代表取締役 社長執行役員CEO	鯉沼 久史	株式会社コーエーテックモゲームス代表取締役社長（CEO&COO） 株式会社コーエーテックモウェブ代表取締役会長 株式会社コーエーテックモネット代表取締役社長 KOEI TECMO AMERICA Corporation Board Director President and COO KOEI TECMO EUROPE LIMITED Board Director President and COO
常務取締役CSu0	襟川 芽衣	株式会社光優ホールディングス代表取締役社長 株式会社光優代表取締役社長 株式会社ゲームアートミュージアム代表取締役 株式会社コーエーテックモゲームス取締役常務執行役員 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス取締役
取締役顧問	柿原 康晴	
取締役（社外）	手嶋 雅夫	ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長CEO 株式会社LIVNEX社外取締役 ビットデザイン株式会社社外取締役 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン代表理事
取締役（社外）	小林 宏	株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス取締役（非業務執行） POPOPO株式会社社外監査役
取締役（社外）	佐藤 辰男	
取締役（社外）	小笠原 倫明	株式会社ビックカメラ社外取締役 一般財団法人ゆうちょ財団理事
取締役（社外）	林 文子	株式会社ノジマ社外取締役 大洋建設株式会社社外取締役
取締役（社外）	上 沼 紫 野	LM虎ノ門南法律事務所弁護士 情報セキュリティ大学院大学客員教授 東京簡易裁判所民事調停委員 GMOメイクショップ株式会社社外監査役 国家サイバー統括室サイバーセキュリティ推進専門家会議委員 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構代表理事
常勤監査役	福井 清之助	株式会社コーエーテックモゲームス監査役 株式会社コーエーテックモウェブ監査役 株式会社コーエーテックモネット監査役 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス監査役
常勤監査役（社外）	木村 正樹	株式会社コーエーテックモゲームス監査役 株式会社コーエーテックモウェブ監査役 株式会社コーエーテックモネット監査役 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス監査役
監査役（社外）	高野 健吾	
監査役（社外）	河合 千尋	ベイサイド・パートナーズ会計事務所代表 株式会社ベイサイド・パートナーズ代表取締役 大崎電気工業株式会社社外監査役

(注) 1. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

- (1) 取締役名譽会長襟川恵子氏は、令和7年4月1日付で株式会社光優ホールディングス及び株式会社光優の取締役名譽会長に就任いたしました。また、同氏は令和7年6月19日付で、当社の代表取締役会長から取締役名譽会長に就任いたしました。
  - (2) 代表取締役会長 兼 取締役会議長襟川陽一氏は、令和7年4月1日付で株式会社光優ホールディングス及び株式会社光優の代表取締役会長に就任いたしました。また、同氏は令和7年6月19日付で、当社の代表取締役社長から代表取締役会長 兼 取締役会議長に就任いたしました。
  - (3) 代表取締役 社長執行役員CEO鯉沼久史氏は、令和7年4月1日付で株式会社コーエーテックモゲームスの代表取締役社長（CEO&COO）に就任いたしました。また、同氏は令和7年6月19日付で、当社の代表取締役副社長から代表取締役 社長執行役員CEOに就任いたしました。
  - (4) 常務取締役CSu0襟川芽衣氏は、令和7年4月1日付で当社の取締役常務執行役員CSu0から常務取締役CSu0、株式会社光優ホールディングス及び株式会社光優の代表取締役社長に就任いたしました。
  - (5) 取締役手嶋雅夫氏は、令和7年5月28日付で株式会社ゼットンの子会社の取締役を退任いたしました。
  - (6) 取締役小林宏氏は、令和8年3月1日付でPOPOPO株式会社の社外監査役に就任いたしました。
  - (7) 取締役上沼紫野氏は、令和7年6月19日開催の第16回定時株主総会において、新たに社外取締役に選任され就任いたしました。また、令和7年9月1日付で国家サイバー統括室サイバーセキュリティ推進専門家会議の委員、令和8年3月11日付で一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構の代表理事にそれぞれ就任いたしました。
  - (8) 監査役高野健吾氏は、令和7年6月27日付で横浜魚類株式会社の社外監査役を退任いたしました。
  - (9) 監査役河合千尋氏は、令和7年6月19日開催の第16回定時株主総会において、新たに社外監査役に選任され就任いたしました。
2. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- (1) 代表取締役 社長執行役員CEO鯉沼久史氏は、令和8年4月1日付で株式会社コーエーテックモウェブの代表取締役会長 兼 代表取締役社長に就任いたしました。
  - (2) 取締役上沼紫野氏は、令和8年4月1日付でサイバー通信情報管理委員会の委員に就任いたしました。
3. 当社は、社外取締役である手嶋雅夫氏、小林宏氏、佐藤辰男氏、小笠原倫明氏、林文子氏及び上沼紫野氏並びに社外監査役である木村正樹氏、高野健吾氏及び河合千尋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  4. 常勤監査役木村正樹氏は、長年にわたり株式会社横浜銀行において国際的な金融取引等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  5. 監査役高野健吾氏は、長年にわたり横浜銀行グループにおいて国内外の金融取引等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  6. 監査役河合千尋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  7. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。委員会の役割及び令和8年3月31日現在の構成は次のとおりであります。

名称	役割	構成
指名報酬委員会	当社グループの取締役及び執行役員の指名や報酬等に関する意思決定プロセスの公正性、透明性及び客観性をジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させる	<委員長> 小林宏  <委員> 手嶋雅夫、佐藤辰男、小笠原倫明、林文子、上沼紫野、襟川陽一、鯉沼久史

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役、執行役員、一部の子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支払人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				支払額 (百万円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	その他	
取 締 役 (うち社外取締役)	13 (6)	492 (48)	408 (4)	16 (5)	0 (0)	918 (58)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	30 (19)	2 (1)	- (-)	0 (0)	32 (20)
合 計 (うち社外役員)	18 (9)	523 (67)	410 (5)	16 (5)	1 (0)	951 (78)

- (注) 1. 上記には、令和7年6月19日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容・選定理由・実績及び業績連動報酬等の算定方法は、「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」及び当事業年度における「連結損益計算書」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等の内容及び割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。
4. 取締役の報酬限度額は、令和3年6月17日開催の第12回定時株主総会において、年額1,100百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。ただし、使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち社外取締役は4名）です。
5. 上記4.の報酬限度額と別枠で、取締役のストック・オプション報酬額として、下記のとおり決議いただいております。
- (1) 令和4年6月16日開催の第13回定時株主総会  
割当日における新株予約権1個当たりの公正価額（割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定）に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権（1,300個を上限）を乗じた額を付与する旨（当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち社外取締役は5名））
- (2) 令和6年6月20日開催の第15回定時株主総会  
割当日における新株予約権1個当たりの公正価額（割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定）に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権（1,300個を上限）を乗じた額を付与する旨（当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち社外取締役は5名））
6. 監査役の報酬限度額は、令和3年6月17日開催の第12回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

## ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和7年6月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ア. 基本方針

当会社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動させ、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬（月額報酬）、業績連動報酬等（賞与）及び株式報酬により構成することを基本方針とする。

### イ. 基本報酬（月額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当会社の常勤取締役の基本報酬（月額報酬）は、毎月の固定報酬とし、役位、職責に応じて取締役会で定められる基準月額に、取締役会が定めた範囲内で代表取締役会長が行う各常勤取締役に対する考課について指名報酬委員会において審議し、同委員会の答申を踏まえて取締役会が決定する。

当会社の非常勤取締役の基本報酬（月額報酬）は、毎月の固定報酬とし、常勤取締役の報酬とのバランスを考慮して取締役会において決定する。

### ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当会社の常勤取締役の業績連動報酬等（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当会社グループの業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、事業年度ごとの連結営業利益、連結経常利益又は連結純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額と、報奨金支給基準に従いゲーム等の営業利益に応じて決定される報奨金の額の合計額を、毎年、一定の時期に取締役会の決議に基づき支給する。当会社の非常勤取締役の業績連動報酬等（賞与）は、金銭報酬とし、毎年、一定の時期に取締役会において、当会社の利益の状況を踏まえ支給の有無を判断し、基本報酬（月額報酬）を基準として決定した額を支給する。

当会社の取締役の非金銭報酬等は、ストックオプションとしての新株予約権とし、取締役会の決定により、2年に1回を目途に支給する。常勤取締役の非金銭報酬等は、役職と業績を考慮して決定する。非常勤取締役の非金銭

報酬等は、役職に基づいて決定する。

エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当会社の取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬を基礎として当会社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考として決定する。また、常勤取締役については業績連動報酬等（賞与）を支給することにより企業価値と報酬との関連をより強くするものとし、上位の役位ほど基本報酬以外の割合が高まる構成とする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容及び額については、取締役会決議により決定する。少なくとも委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会が、取締役会により諮問を受けた事項について審議し、取締役会に答申・提案を行い、最終的には、指名報酬委員会の答申・提案を踏まえて、取締役個々の職務と責任に応じて、各取締役の個人別の報酬等を取締役会において決定するものとする。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ア. 取締役手嶋雅夫氏は、ティー・アンド・ティー株式会社の代表取締役社長CEO、株式会社LIVNEX及びビットデザイン株式会社の社外取締役、一般社団法人スポーツフォーライフジャパンの代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 取締役小林宏氏は、POPOPO株式会社の社外監査役、株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンスの取締役（非業務執行）であります。当社と兼職先であるPOPOPO株式会社との間には特別の関係はありません。また、株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンスは当社の子会社であります。
- ウ. 取締役小笠原倫明氏は、株式会社ビックカメラの社外取締役、一般財団法人ゆうちょ財団の理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- エ. 取締役林文字子氏は、株式会社ノジマ及び大洋建設株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- オ. 取締役上沼紫野氏は、LM虎ノ門南法律事務所の弁護士、情報セキュリティ大学院大学の客員教授、東京簡易裁判所の民事調停委員、GMOメイクショップ株式会社の社外監査役、国家サイバー統括室サイバーセキュリティ推進専門家会議の委員、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- カ. 監査役木村正樹氏は、株式会社コーエーテックモゲームス、株式会社コーエーテックモウェブ、株式会社コーエーテックモネット及び株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンスの監査役であります。兼職先である各社

は当社の子会社であります。

- キ. 監査役河合千尋氏は、バイサイド・パートナーズ会計事務所の代表、株式会社バイサイド・パートナーズの代表取締役、大崎電気工業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	手嶋雅夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に出席いたしました。数々の事業を立ち上げ、要職を歴任してこられた経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。また、独立社外取締役として、指名報酬委員会の委員を務めました。
取締役	小林宏	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。エンタテインメント業界において長年にわたり要職を歴任してこられた経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。また、独立社外取締役として、指名報酬委員会の委員長を務めました。
取締役	佐藤辰男	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。総合エンタテインメント企業グループであるKADOKAWAグループにおいて長年にわたり要職を歴任してこられた経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。また、独立社外取締役として、指名報酬委員会の委員を務めました。
取締役	小笠原倫明	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。総務省において長年にわたり要職を歴任してこられた行政官としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。また、独立社外取締役として、指名報酬委員会の委員を務めました。
取締役	林文子	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。長年にわたり市政運営に携わられた経験と自動車業界等において要職を歴任してこられた幅広い知識に基づき、当社の多様性の促進等、適宜、必要な発言を行っております。また、独立社外取締役として、指名報酬委員会の委員を務めました。
取締役	上沼紫野	令和7年6月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。弁護士としての幅広い見識と、情報セキュリティ分野の発展に貢献してこられた経験に基づき、適宜、必要な発言を行っております。また、独立社外取締役として、指名報酬委員会の委員を務めました。
監査役	木村正樹	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会7回全てに出席いたしました。長年にわたり金融機関において国際的な金融取引等に携わられた豊富な経験と専門的な知識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	高野健吾	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会7回全てに出席いたしました。長年にわたり金融機関において国内外の金融取引等に携わられた豊富な経験と幅広い知識、また経営者としての専門的な見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	河合千尋	令和7年6月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会5回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての財務・会計に関する経験や専門的な知識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 令和7年6月19日開催の第16回定時株主総会において、新たにEY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部門等及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、KOEI TECMO EUROPE LIMITEDについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である以下の業務を委託し、対価を支払っております。

- ・ 株式売出しに係るコンフォートレター作成業務
- ・ サステナビリティ開示に関するアドバイザリー業務

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>139,608</b>	<b>流動負債</b>	<b>30,349</b>
現金及び預金	61,275	買掛金	1,068
売掛金及び契約資産	20,871	未払金	8,480
有価証券	53,882	未払法人税等	11,684
商品及び製品	149	賞与引当金	2,299
仕掛品	25	役員賞与引当金	448
原材料及び貯蔵品	158	その他流動負債	6,368
その他流動資産	3,246	<b>固定負債</b>	<b>10,776</b>
貸倒引当金	△2	繰延税金負債	9,955
<b>固定資産</b>	<b>174,054</b>	その他固定負債	820
<b>有形固定資産</b>	<b>59,216</b>	<b>負債合計</b>	<b>41,125</b>
建物及び構築物	27,556	<b>純資産の部</b>	
土地	27,964	<b>株主資本</b>	<b>244,281</b>
建設仮勘定	1,773	資本金	15,000
その他有形固定資産	1,921	資本剰余金	25,699
<b>無形固定資産</b>	<b>191</b>	利益剰余金	207,329
その他無形固定資産	191	自己株式	△3,747
<b>投資その他の資産</b>	<b>114,645</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>27,532</b>
投資有価証券	101,687	その他有価証券評価差額金	21,910
退職給付に係る資産	7,482	土地再評価差額金	△3,101
繰延税金資産	2,490	為替換算調整勘定	6,521
その他投資	2,985	退職給付に係る調整累計額	2,200
		<b>新株予約権</b>	<b>722</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>272,536</b>
<b>資産合計</b>	<b>313,662</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>313,662</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 令和7年4月1日)  
(至 令和8年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		88,393
売 上 原 価		31,331
売 上 総 利 益		57,062
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,894
営 業 利 益		37,168
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,268	
受 取 配 当 金	574	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18,644	
有 価 証 券 償 還 益	917	
為 替 差 益	1,485	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	5,377	
そ の 他	656	39,923
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	17,830	
有 価 証 券 償 還 損	1,902	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	75	
そ の 他	282	20,091
経 常 利 益		57,000
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		57,000
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,702	
法 人 税 等 調 整 額	△532	14,170
当 期 純 利 益		42,830
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		42,830

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>66,121</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,041</b>
現金及び預金	11,272	未払金	59
売掛金	10	未払費用	49
原材料及び貯蔵品	5	未払法人税等	197
未収入金	3	未払消費税等	77
前払費用	39	賞与引当金	129
関係会社短期貸付金	54,767	役員賞与引当金	410
その他流動資産	20	その他流動負債	117
<b>固 定 資 産</b>	<b>75,006</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>260</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>25</b>	繰延税金負債	258
車両運搬具	19	その他固定負債	1
工具、器具及び備品	3	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,302</b>
その他有形固定資産	2	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>138,639</b>
ソフトウェア	7	資本金	15,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>74,973</b>	資本剰余金	56,766
投資有価証券	3,063	資本準備金	56,766
関係会社株式	71,523	利益剰余金	70,619
関係会社出資金	28	その他利益剰余金	70,619
前払年金費用	261	繰越利益剰余金	70,619
その他投資	96	<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,747</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>141,127</b>	評価・換算差額等	463
		その他有価証券評価差額金	463
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>722</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>139,825</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>141,127</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 令和7年4月1日)  
至 令和8年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		
関係会社受取配当金	16,929	
業務受託収入	3,889	20,819
<b>販売費及び一般管理費</b>		3,456
<b>営業利益</b>		17,363
<b>営業外収益</b>		
受取利息	313	
受取配当金	124	
その他	261	699
<b>営業外費用</b>		
為替差損	95	
その他	2	97
<b>経常利益</b>		17,965
<b>税引前当期純利益</b>		17,965
法人税、住民税及び事業税	434	
法人税等調整額	7	442
<b>当期純利益</b>		17,522

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月14日

株式会社コーエーテックモホールディングス  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部直哉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コーエーテックモホールディングスの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コーエーテックモホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月14日

株式会社コーエーテクモホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コーエーテクモホールディングスの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月18日

株式会社コーエーテクモホールディングス 監査役会	
常勤監査役	福井清之助 ㊞
常勤監査役 (社外監査役)	木村正樹 ㊞
社外監査役	高野健吾 ㊞
社外監査役	河合千尋 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要政策の一つとして位置付けており、利益還元の基本方針としては、「配当金に自社株買付けを加えた連結年間総配分性向50%、あるいは1株当たり年間配当50円」としております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき連結年間総配分性向50%にあたる金66円といたします。

なお、この場合の配当総額は22,049,728,800円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

令和8年6月19日といたします。

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	えり かわ けい こ 襟 川 恵 子	再任	女性
	生年月日	昭和24年1月3日	所有する当社の株式数
18,408株			
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）			
昭和53年7月 株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）専務取締役			
平成4年6月 同社代表取締役副社長			
平成11年4月 同社代表取締役社長			
平成13年6月 同社代表取締役会長			
KOEI Corporation（現KOEI TECMO AMERICA Corporation）Board Director Chairman and CEO			
平成17年6月 株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）ファウンダー取締役会長			
平成18年4月 同社ファウンダー取締役名誉会長			
平成21年4月 当社取締役			
平成21年6月 当社取締役名誉会長			
平成23年1月 株式会社コーエーテックモゲームス取締役名誉会長			
平成25年6月 同社代表取締役会長			
当社代表取締役会長			
平成26年6月 TECMO KOEI EUROPE LIMITED（現KOEI TECMO EUROPE LIMITED）Board Director			
平成27年4月 株式会社コーエーテックモゲームス取締役名誉会長			
平成27年11月 株式会社光優ホールディングス代表取締役専務			
令和2年4月 同社代表取締役会長			
株式会社光優代表取締役会長			
令和3年6月 ソフトバンクグループ株式会社社外取締役（現任）			
令和4年6月 株式会社ゲームアートミュージアム取締役（現任）			
令和7年2月 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス代表取締役社長（現任）			
令和7年4月 株式会社光優ホールディングス取締役名誉会長（現任）			
株式会社光優取締役名誉会長（現任）			
令和7年6月 当社取締役名誉会長（現任）			
（重要な兼職の状況）			
株式会社光優ホールディングス取締役名誉会長			
株式会社光優取締役名誉会長			
株式会社ゲームアートミュージアム取締役			
株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス代表取締役社長			
ソフトバンクグループ株式会社社外取締役			
取締役候補者とした理由			
襟川恵子氏は、株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）の創業以来、経営者、ファイナンスの責任者として、会社の発展及び経営基盤の強化に努めてきました。また、世界初の女性向けゲームを作り、マルチメディア展開のためのルビーパーティーブランドを立ち上げるなど、当社の女性活躍を牽引するとともに、様々な業界団体を通じてゲーム業界全体の地位向上及び発展にも尽力してきました。			
女性経営者としての独自の視点及び豊富な経営経験を有しており、当社の発展及びさらなる企業価値向上に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号  2	えり かわ よう いち 襟 川 陽 一	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 男性	
	生年月日	昭和25年10月26日	所有する当社の株式数
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）			
<p>昭和53年7月 株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）設立 代表取締役社長</p> <p>平成元年3月 有限会社光優（現株式会社光優）代表取締役社長</p> <p>平成11年4月 株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）代表取締役会長</p> <p>平成13年6月 同社取締役最高顧問</p> <p>平成17年6月 同社ファウンダー取締役最高顧問</p> <p>平成21年4月 当社取締役</p> <p>平成21年6月 当社取締役最高顧問</p> <p>平成22年11月 当社代表取締役社長 株式会社コーエーテックモゲームス代表取締役社長 TECMO KOEI AMERICA Corporation（現KOEI TECMO AMERICA Corporation）Board Director President and COO TECMO KOEI EUROPE LIMITED（現KOEI TECMO EUROPE LIMITED）Board Director President and COO</p> <p>平成22年12月</p> <p>平成27年4月 株式会社コーエーテックモゲームス代表取締役会長（CEO）</p> <p>平成27年11月 株式会社光優ホールディングス代表取締役社長</p> <p>令和2年4月 KOEI TECMO AMERICA Corporation Board Director Chairman and CEO KOEI TECMO EUROPE LIMITED Board Director Chairman and CEO 株式会社コーエーテックモゲームス代表取締役会長（CEO兼COO）</p> <p>令和3年4月 同社代表取締役会長（CEO）</p> <p>令和4年6月 株式会社ゲームアートミュージアム取締役（現任）</p> <p>令和7年4月 株式会社光優ホールディングス代表取締役会長（現任） 株式会社光優代表取締役会長（現任）</p> <p>令和7年6月 当社代表取締役会長 兼 取締役会議長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社光優ホールディングス代表取締役会長 株式会社光優代表取締役会長 株式会社ゲームアートミュージアム取締役</p>			
取締役候補者とした理由			
<p>襟川陽一氏は、株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）の創業以来、経営者として強いリーダーシップを発揮し、会社の発展を牽引してきました。また、ゲームプロデューサー シブサワ・コウとして「信長の野望」、「三國志」をはじめとした当社グループを代表するゲームを多数生み出し、エンタテインメント企業としての当社の企業価値向上に努めてきました。</p> <p>豊富な経営経験を有する経営者及び卓越したゲームプロデューサーであることから、経営の監督役として当社の発展及びさらなる企業価値向上に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号  3	こいぬまひさし 鯉沼久史			再任	男性
	生年月日	昭和46年10月2日	所有する当社の株式数	146,868株	
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
<p>平成6年4月 株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）入社  平成18年4月 同社執行役員  平成20年7月 同社常務執行役員  平成21年6月 当社執行役員  テコモ株式会社執行役員  平成22年4月 株式会社コーエーテックモゲームス常務執行役員  平成23年4月 同社専務取締役  平成24年6月 当社取締役  平成25年6月 株式会社コーエーテックモゲームス取締役副社長  平成27年4月 同社代表取締役社長（COO）  平成30年4月 当社代表取締役副社長  株式会社コーエーテックモウェブ代表取締役会長  株式会社コーエーテックモネット代表取締役社長（現任）  令和2年4月 KOEI TECMO AMERICA Corporation Board Director President and COO（現任）  KOEI TECMO EUROPE LIMITED Board Director President and COO（現任）  当社取締役副社長  株式会社コーエーテックモゲームス取締役社長  令和3年4月 当社代表取締役副社長  株式会社コーエーテックモゲームス代表取締役社長（COO）  令和7年4月 同社代表取締役社長（CEO&amp;COO）（現任）  令和7年6月 当社代表取締役 社長執行役員CEO（現任）  令和8年4月 株式会社コーエーテックモウェブ代表取締役会長 兼 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）  株式会社コーエーテックモゲームス代表取締役社長（CEO&amp;COO）  株式会社コーエーテックモウェブ代表取締役会長 兼 代表取締役社長  株式会社コーエーテックモネット代表取締役社長  KOEI TECMO AMERICA Corporation Board Director President and COO  KOEI TECMO EUROPE LIMITED Board Director President and COO</p>					
取締役候補者とした理由					
<p>鯉沼久史氏は、株式会社光栄（現株式会社コーエーテックモゲームス）に入社以来、ゲーム開発者として現場経験を重ね、「無双」シリーズをはじめとした当社グループを代表するゲームの開発や、他社IPとのコラボ作品の展開を通じ、当社グループのコア事業であるエンタテインメント事業を牽引してきました。</p> <p>業務執行の最高責任者として経営の中核を担う人材であり、当社の発展及びさらなる企業価値向上に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>					

候補者番号  4	えり かわ め い 襟 川 芽 衣			再任	女性
	生年月日	昭和51年4月30日	所有する当社の株式数	2,004,420株	
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
平成22年6月 株式会社コーエーテックモゲームス監査役 平成25年7月 同社取締役 平成27年6月 当社取締役 平成27年11月 株式会社光優ホールディングス取締役 平成29年4月 同社常務取締役 令和2年4月 同社専務取締役 株式会社光優専務取締役 令和4年6月 株式会社ゲームアートミュージアム代表取締役（現任） 令和4年10月 株式会社光優ホールディングス代表取締役副社長 株式会社光優代表取締役副社長 令和5年4月 当社取締役常務執行役員 管理本部副本部長 株式会社コーエーテックモゲームス取締役常務執行役員（現任） 令和5年10月 当社取締役常務執行役員CSu0 管理本部副本部長 令和7年2月 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス取締役（現任） 令和7年4月 当社常務取締役CSu0（現任） 株式会社光優ホールディングス代表取締役社長（現任） 株式会社光優代表取締役社長（現任）					
（重要な兼職の状況） 株式会社光優ホールディングス代表取締役社長 株式会社光優代表取締役社長 株式会社ゲームアートミュージアム代表取締役 株式会社コーエーテックモゲームス取締役常務執行役員 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス取締役					
取締役候補者とした理由					
襟川芽衣氏は、当社及び株式会社コーエーテックモゲームスの取締役として経営の経験を重ねるとともに、ルビーパーティーブランドを率い、女性をメインターゲットとしたゲーム開発及びイベント企画・運営の責任者として、IP事業の多方面展開に努めてきました。 当社及び当社グループの要職を歴任してきた実績から、当社の事業拡大及び当社グループのサステナビリティを推進するために必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。					

候補者番号 5	かき はら やす はる 柿 原 康 晴			再任	男性
	生年月日	昭和45年12月30日	所有する当社の株式数	1, 174, 458株	
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
平成13年6月 テクモ株式会社監査役 平成16年6月 同社取締役 平成19年3月 同社代表取締役会長 平成20年9月 同社代表取締役会長兼社長 平成21年1月 同社代表取締役会長 平成21年4月 当社代表取締役会長 平成23年4月 株式会社コーエーテクモゲームス代表取締役会長 平成25年6月 同社取締役顧問 当社取締役顧問（現任）					
取締役候補者とした理由					
柿原康晴氏は、当社及び株式会社コーエーテクモゲームスの代表取締役会長としての経験・実績を有しております。 当社及び当社グループ会社の要職を歴任してきた経営者として、当社の経営への助言及び監督をしていただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。					

候補者番号 6	て じま まさ お 手 嶋 雅 夫			再任	社外	独立	男性
	生年月日	昭和32年11月18日	所有する当社の株式数	44, 428株			
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）							
昭和57年4月 株式会社博報堂入社 平成4年3月 アルダス株式会社（現アドビ株式会社）代表取締役社長 平成6年11月 マクロメディア株式会社（現アドビ株式会社）代表取締役社長 平成13年2月 ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長CEO（現任） 平成18年3月 オープンテーブル株式会社（現オープンテーブル合同会社）代表取締役CEO 平成20年1月 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン代表理事（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任） 平成27年5月 株式会社ゼットン社外取締役 平成27年11月 ビットデザイン株式会社社外取締役（現任） 平成29年7月 株式会社LIVNEX社外取締役（現任） 令和4年5月 株式会社ゼットン取締役 （重要な兼職の状況） ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長CEO 株式会社LIVNEX社外取締役 ビットデザイン株式会社社外取締役 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン代表理事							
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割							
手嶋雅夫氏は、ITとマーケティングの分野で数々の事業を立ち上げるとともに、3社の米国事業会社本社の経営陣の一員としてナスダック上場会社の経営や株式公開に携わり、それらの日本法人の代表を務めるなど、要職を歴任されております。 グローバルな経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に実践的・多角的な視点から助言及び監督をしていただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。							

候補者番号 7	こ ばやし ひろし 小 林 宏	<input type="checkbox"/> 再任	<input type="checkbox"/> 社外	<input type="checkbox"/> 独立	<input type="checkbox"/> 男性
	生年月日	昭和32年 4 月 5 日	所有する当社の株式数	47,788株	
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
昭和55年 4 月 野村證券株式会社入社 平成 3 年 1 月 株式会社スクウェア（現株式会社スクウェア・エニックス）入社 平成 3 年 4 月 同社取締役 平成12年 1 月 株式会社ドワンゴ入社 平成12年 5 月 同社取締役 平成12年 9 月 同社代表取締役社長 平成24年12月 同社取締役相談役 平成27年 6 月 当社社外取締役（現任） 令和 7 年 2 月 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス取締役（非業務執行）（現任） 令和 8 年 3 月 POPOPO株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス取締役（非業務執行） POPOPO株式会社社外監査役					
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割					
小林宏氏は、変化の著しいエンタテインメント業界において長年にわたり要職を歴任してこられました。 経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営への助言及び監督をしていただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。					

候補者番号 8	さ とう たつ お 佐 藤 辰 男	<input type="checkbox"/> 再任	<input type="checkbox"/> 社外	<input type="checkbox"/> 独立	<input type="checkbox"/> 男性
	生年月日	昭和27年 9 月 18 日	所有する当社の株式数	30,940株	
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
昭和61年 5 月 株式会社角川メディア・オフィス取締役 平成 4 年 6 月 同社代表取締役常務 平成 4 年10月 株式会社メディアワークス代表取締役 平成11年 6 月 株式会社角川書店（現株式会社KADOKAWA KEY-PROCESS）取締役 平成12年 9 月 株式会社ドワンゴ監査役 平成17年12月 株式会社角川モバイル代表取締役社長 平成18年 2 月 株式会社アスキー代表取締役社長 平成20年 4 月 株式会社角川グループホールディングス（現株式会社KADOKAWA KEY-PROCESS）代表取締役社長 平成21年12月 株式会社ドワンゴ取締役 平成26年10月 カドカワ株式会社（現株式会社KADOKAWA）代表取締役社長 平成27年 6 月 同社代表取締役会長 平成28年 4 月 学校法人角川ドワンゴ学園理事長 平成30年 6 月 当社社外取締役（現任）					
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割					
佐藤辰男氏は、総合エンタテインメント企業グループであるKADOKAWAグループにおいて長年にわたり要職を歴任してこられました。 経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営への助言及び監督をしていただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。					

候補者番号  9	おがさわら みち あき 小笠原 倫 明			再任	社外	独立	男性
	生年月日	昭和29年1月29日	所有する当社の株式数	—			
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）							
<p>昭和51年4月 郵政省（現総務省）入省  平成15年1月 総務省東北総合通信局長  平成16年1月 総務省関東総合通信局長  平成17年2月 総務省大臣官房審議官  平成19年7月 総務省情報通信政策局長  平成20年7月 総務省情報通信国際戦略局長  平成22年1月 総務審議官  平成24年9月 総務事務次官  平成25年6月 総務省顧問  平成27年6月 株式会社大和証券グループ本社社外取締役  平成30年6月 一般財団法人マルチメディア振興センター理事長  令和元年6月 東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役  令和3年6月 当社社外取締役（現任）  令和4年6月 一般財団法人ゆうちょ財団理事長（現任）  令和6年11月 株式会社ビックカメラ社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）  株式会社ビックカメラ社外取締役  一般財団法人ゆうちょ財団理事長</p>							
社外取締役候補者としての理由及び期待される役割							
<p>小笠原倫明氏は、総務省において主に情報通信行政に従事し、総務事務次官を務めるなど、長年にわたり要職を歴任してこられました。</p> <p>行政官として組織を率いた豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営への助言及び監督をしていただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由や複数の上場企業の社外取締役を務めた経験を有することから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>							

候補者番号 10	う え ぬ ま し の 上 沼 紫 野	再任	社外	独立	女性
	生年月日	昭和42年1月28日	所有する当社の株式数	—	
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
<p>平成9年4月 弁護士登録 岡本・鈴木・高松法律事務所（現隼あすか法律事務所）入所</p> <p>平成14年9月 虎ノ門南法律事務所（現LM虎ノ門南法律事務所）入所（現任）</p> <p>平成18年10月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>平成23年10月 情報セキュリティ大学院大学客員准教授</p> <p>平成24年4月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官</p> <p>平成27年4月 情報セキュリティ大学院大学客員教授（現任）</p> <p>平成28年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任）</p> <p>令和4年3月 GMOメイクショップ株式会社社外監査役（現任）</p> <p>令和5年1月 内閣サイバーセキュリティセンター（現国家サイバー統括室）戦略本部本部長</p> <p>令和7年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>令和7年9月 国家サイバー統括室サイバーセキュリティ推進専門家会議委員（現任）</p> <p>令和8年3月 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構代表理事（現任）</p> <p>令和8年4月 サイバー通信情報管理委員会委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） LM虎ノ門南法律事務所弁護士 情報セキュリティ大学院大学客員教授 東京簡易裁判所民事調停委員 GMOメイクショップ株式会社社外監査役 国家サイバー統括室サイバーセキュリティ推進専門家会議委員 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構代表理事 サイバー通信情報管理委員会委員</p>					
社外取締役候補者としての理由及び期待される役割					
<p>上沼紫野氏は、弁護士として幅広い見識を有するとともに、国家サイバー統括室サイバーセキュリティ推進専門家会議において有識者として委員を務めるなど、情報セキュリティ分野の発展に貢献してこられました。</p> <p>弁護士として知的財産やIT関係をはじめとした企業法務に関する様々な経験と専門的な知識を活かし、当社の経営への助言及び監督をしていただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>					

候補者番号  11	おさない 小山内 いづ美			新任	社外	独立	女性
	生年月日	昭和34年1月30日	所有する当社の株式数	—			
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）							
昭和59年4月 横浜市採用 平成22年4月 横浜市都市経営局東京事務所長 平成26年4月 横浜市東京プロモーション本部長 平成28年4月 横浜市栄区長 平成31年4月 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会理事長 令和3年4月 公立大学法人横浜市立大学理事長 令和7年4月 社会福祉法人ももの会事務長（現任） （重要な兼職の状況） 社会福祉法人ももの会事務長							
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割							
<p>小山内いづ美氏は、横浜市栄区長をはじめ、長年にわたり市政運営に携わられた経験に加え、大学法人や公益財団法人において理事長を務めるなど、要職を歴任してこられました。</p> <p>行政分野における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営への助言及び監督をしていただけると期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>							

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 襟川恵子氏、襟川陽一氏及び襟川芽衣氏の上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社である株式会社光優ホールディングス及び株式会社光優並びにその子会社における現在又は過去10年間の業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。
3. 手嶋雅夫氏、小林宏氏、佐藤辰男氏、小笠原倫明氏、上沼紫野氏及び小山内いづ美氏は社外取締役候補者であります。
4. 手嶋雅夫氏、小林宏氏、佐藤辰男氏、小笠原倫明氏及び上沼紫野氏は現在当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ12年、11年、8年、5年及び1年となります。
5. 当社は、手嶋雅夫氏、小林宏氏、佐藤辰男氏、小笠原倫明氏及び上沼紫野氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、小山内いづ美氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、当社取締役、監査役、執行役員、一部の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役木村正樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、同氏の再任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

き むら まさ き <b>木 村 正 樹</b>		再任	社外	独立	男性
生年月日	昭和33年12月1日	所有する当社の株式数	1,200株		
略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）					
昭和63年2月	株式会社横浜銀行入社				
平成12年6月	同行ロンドン駐在員事務所所長				
平成20年4月	同行市場営業部担当部長				
平成23年1月	同行上海支店上席副支店長				
平成26年6月	当社常勤監査役（社外監査役）（現任）				
令和5年6月	株式会社コーエーテックモゲームス監査役（現任） 株式会社コーエーテックモウェブ監査役（現任） 株式会社コーエーテックモネット監査役（現任）				
令和7年2月	株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス監査役（現任）				
（重要な兼職の状況）					
株式会社コーエーテックモゲームス監査役					
株式会社コーエーテックモウェブ監査役					
株式会社コーエーテックモネット監査役					
株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス監査役					
社外監査役候補者とした理由					
木村正樹氏は、長年にわたり株式会社横浜銀行において国際的な金融取引等に従事されました。その豊富な経験と専門的な知識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。					

- (注) 1. 木村正樹氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 木村正樹氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 木村正樹氏は、現在当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
4. 当社は、当社取締役、監査役、執行役員、一部の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。木村正樹氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
5. 木村正樹氏の戸籍上の氏名は旭正樹であります。

#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第4号の報酬等に該当いたします。当社の取締役の報酬額は、令和3年6月17日開催の第12回定時株主総会において、年額1,100百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。ただし、使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いします。

また、現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役6名）であり、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は引き続き11名（うち社外取締役6名）となります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

##### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

##### 3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

##### 4. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式1,600,000株を上限とし、このうち、当社取締役に付与する新株予約権は135,000株（うち社外取締役分50,000株）を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

16,000個を上限とし、このうち、当社取締役役に付与する新株予約権は1,350個（うち社外取締役分500個）を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
  - ③ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。
- (9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い  
合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- ② 吸収分割  
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (11) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。
5. 取締役の報酬等の具体的な算定方法  
当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数(1,350個を上限)を乗じた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、令和3年6月17日開催の第12回定時株主総会において年額1,100百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内。ただし、使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠及び「第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」に基づく取締役の報酬等とは別枠で、取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

### 1. 取締役に対する譲渡制限付株式の付与の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- (1) 取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- (2) 取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

### 2. 本議案に基づき取締役に對し発行又は処分される普通株式の総数及びその総額

本議案に基づき取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間220,000株以内（うち社外取締役分は年間20,000株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額275百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とまらない範囲において取締役会にて決定します。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会により諮問を受けた指名報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

また、現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役6名）であり、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は引き続き11名（うち社外取締役6名）となります。

### 3. 本議案に基づき取締役と締結する契約

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を

締結するものいたします。

- (1) 取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
  - (2) 取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
  - (3) 当社は、取締役が役務提供期間中継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間満了前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
  - (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合、当該株式の全てを、当然に無償で取得する。
  - (5) 当社は、譲渡制限期間中に、取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
  - (6) 上記(1)の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
  - (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に對して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は令和7年6月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容

についての決定に関する方針を改定しており、その内容は事業報告20頁から21頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本議案の内容に沿って変更することを予定しております。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（令和8年3月31日時点）に占める割合は約0.07%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本総会において本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

## 【ご参考】

### 取締役・監査役のスキルマトリックス

NO	氏名	予定される 役職	スキル										
			企業 経営	技術/ 開発/ 研究	法務/ リスク マネジ メント	マーケ ティン グ	グロー バル	人事/ 人材 開発/ 労務	ファイ ナンス /会計	サステ ナビリ ティ /ESG	業界 知見	公益性	
1	襟川 恵子	取締役名誉会長	●		●				●	●	●	●	
2	襟川 陽一	代表取締役会長 兼 取締役会議長	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
3	鯉沼 久史	代表取締役 社長執行役員CEO	●	●	●	●	●	●			●	●	
4	襟川 芽衣	常務取締役CSu0	●			●		●			●	●	
5	柿原 康晴	取締役顧問	●		●						●	●	
6	手嶋 雅夫	取締役 (独立社外役員)	●		●	●	●				●	●	
7	小林 宏	取締役 (独立社外役員)	●		●					●	●	●	
8	佐藤 辰男	取締役 (独立社外役員)	●		●				●		●	●	
9	小笠原 倫明	取締役 (独立社外役員)			●						●		●
10	上沼 紫野	取締役 (独立社外役員)			●						●		
11	※小山内 いづ美	取締役 (独立社外役員)			●				●		●		●
12	福井 清之助	常勤監査役	●		●	●	●					●	
13	木村 正樹	常勤監査役 (独立社外役員)			●		●			●	●		
14	高野 健吾	監査役 (独立社外役員)	●		●					●	●		
15	河合 千尋	監査役 (独立社外役員)			●					●	●		

※新任の取締役候補者又は監査役候補者

## 各スキルの定義及び選定理由

スキル	定義	選定理由
企業経営	経営戦略策定や事業運営及びガバナンスにおいて、的確な戦略を監督・推進することで、持続的な成長を通じて企業価値の向上を実現するスキル	経営を総合的に監督することが求められることから、企業トップの経営とガバナンスに関する経験・知見が重要かつ必要であるため
技術/開発/研究	製品の付加価値向上につながる技術や研究開発分野での経験・知見により、企業成長につながる的確な戦略を監督・推進するスキル	「世界No.1のデジタルエンタテインメントカンパニー」をビジョンに掲げる当社は、ゲーム開発とデジタル技術、研究開発等が基盤であり、その経験や知見が重要なため
法務/リスク マネジメント	IPや特許を含む法務とコンプライアンス・内部統制を含むリスク管理を通じた持続的な企業価値の向上を実現するための的確な戦略を監督・推進するスキル	知的財産（IP）や特許を含む法務及びコンプライアンス・内部統制の知見・経験と、情報セキュリティ等の急激な変化への対応を監督することで安定的かつ着実に推進することに必要なため
マーケティング	重点事業の成長を加速させるためのIPを中心とした価値向上に向けた的確な戦略を監督・推進するスキル	IPやコンテンツを通じて人々の幸せに寄与貢献するため、マーケティング、営業等の実務経験や幅広い知見を持ち、中長期的な観点からの経営戦略に基づく成長に必要なため
グローバル	多様な価値観や文化を踏まえて、グローバルに事業を展開するための的確な意思決定のための経験・知見	グローバル市場での事業展開やIPを含むコンテンツビジネスを行うためにグローバルでの経験・知見が重要なため
人事/人材開発/ 労務	多様な人材がそれぞれに能力を向上させ、最大限に発揮するための的確な戦略を監督・推進するスキル	人的資本を強化することは企業価値を高める原動力であり、持続的な成長に必要な不可欠なため
ファイナンス /会計	財務・会計・税務に関する専門的な知見と経験に基づき、企業の財務健全性と持続的成長への戦略を監督・推進するスキル	企業価値の最大化を実現するために、財務戦略、会計処理等への適切な監督に必要なため
サステナビリティ /ESG	サステナビリティ経営やESGに対する知見や経験を備え、的確な監督・推進をするスキル	当社の持続可能性を高め、企業価値向上と持続可能な社会を目指すことに必要なため
業界知見	当社の各事業セグメントについての専門的知見、実務経験を有し、的確な戦略を監督・推進するスキル	当社グループの事業セグメントにおける、それぞれの事業あるいは、その関連業界に関する経験・知見は、企業の成長に必要なため
公益性	広い視座をもち、社会によい影響を与えられる公益性のある的確な戦略となっているか監督・推進するスキル	社会におけるデジタルエンタテインメント、特にゲームの受容性を高めるために、公共の利益の観点から監督することも重要であるため

## 株主総会会場ご案内図

【会場】 KTビル（株式会社コーエーテクモゲームス本社）  
4階 Mホール  
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目3番6号

【交通】 みなとみらい線「新高島駅」2番出口より徒歩約3分  
JR・東急線・京急線・相鉄線・横浜市営地下鉄  
「横浜駅」中央通路から東口に進み徒歩約11分  
※駐車場及び駐輪場の用意がございませんので、公共の  
交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。  
※横浜シンフォステージは当会場ではございません。



**その他の電子提供措置事項**  
**(交付書面省略事項)**

1. 会社の新株予約権等に関する事項
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結計算書類の連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 計算書類の個別注記表

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

**株式会社コーエーテクモホールディングス**

## 1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 令和4年6月16日開催の第13回定時株主総会決議及び同年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権（第11回新株予約権）

- ・新株予約権の数  
484個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 96,800株
- ・新株予約権の払込金額  
金銭の払込みを要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 496,800円（1株当たり2,484円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
令和6年8月30日から令和9年8月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - ア. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の状態にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - イ. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記「ウ。」の契約に定めるところによる。
  - ウ. その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	309個	61,800株	5人
社外取締役	175個	35,000株	5人
監査役	-	-	-

- (注) 1. 当社は、令和4年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 令和7年9月2日付の取締役会決議において決定した公募による自己株式の処分及び第三者割当による自己株式の処分に伴い、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

② 令和6年6月20日開催の第15回定時株主総会決議及び同年9月9日開催の取締役会決議による新株予約権（第12回新株予約権）

・新株予約権の数

1,080個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 108,000株

・新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 164,300円（1株当たり1,643円）

・新株予約権を行使することができる期間

令和8年9月10日から令和11年9月7日まで

・新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

イ. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記「ウ。」の契約に定めるところによる。

ウ. その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	710個	71,000株	5人
社 外 取 締 役	370個	37,000株	5人
監 査 役	-	-	-

(注) 令和7年9月2日付の取締役会決議において決定した公募による自己株式の処分及び第三者割当による自己株式の処分に伴い、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況（令和8年3月31日現在）  
該当事項はありません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備方針を次のとおり決議しております。その内容及び運用状況は以下のとおりです。

### (1) 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループ各社の取締役会は取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社グループの役職員は定められた社内規程に従い、業務を執行する。
- ② 当社の代表取締役は経営理念、コンプライアンス方針を制定することにより、当社グループの社会的責任を明確にし、それを当社グループの役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ③ 当社グループの役職員が法令及び定款その他社内諸規程遵守のもと職務を遂行するため、当社においてコンプライアンス委員会を設置し、当社の代表取締役 社長執行役員CEOをコンプライアンス委員会の委員長に任命することで、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ④ 当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。

#### 【運用状況】

- ・当社グループの役職員は、当社グループ各社の取締役会の定める社内規程に従い、業務を執行しております。
- ・当社の代表取締役は経営理念、コンプライアンスグローバル規程、行動規範を制定し、当社グループの役職員に周知徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を設置するとともに、当社の代表取締役 社長執行役員CEOをコンプライアンス委員会の委員長として任命しております。
- ・コンプライアンス委員会の委員長、コンプライアンス委員会事務局、監査役及び外部弁護士事務所への通報窓口を設置し、当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に速やかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築しております。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報については文書管理グループ規程に従い、職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。
- ② 当社の取締役及び監査役は文書管理グループ規程により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

### 【運用状況】

- ・ 文書管理グループ規程に従い、取締役会議事録等の当社の取締役の職務の執行に係る情報について文書に記録し、保存するとともに、当社の取締役及び監査役がこれらの文書を常時閲覧できる環境を整えております。

## (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の代表取締役 社長執行役員CEOをリスク管理の統括責任者として任命し、また、当社においてリスク管理委員会を設置し、当社グループの一元的なリスクの管理を行うことで、関係部門間での情報共有、相互協力、的確な判断及び迅速な対応に努める。
- ② 個々のリスクについては、各業務におけるリスクカテゴリごとの責任部門を定め、部門ごとにリスク対応策の検討、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。

### 【運用状況】

- ・ 当社においてリスク管理委員会を設置し、当社グループの一元的なリスク管理を行っております。
- ・ 個々のリスクについて、各業務における責任部門がリスク対応策の検討、研修の実施、マニュアルの作成等を行っております。

## (4) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 社内規程（職務権限規程等）により、職務権限・意思決定のルールを策定する。
- ② 当社の取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく事業会社ごとの業績目標・予算の設定と月次・四半期業績管理を実施する。

### 【運用状況】

- ・ 取締役会規程や職務権限規程等の社内規程により、職務権限・意思決定のルールを策定しております。
- ・ 当社の取締役会は、経営計画を策定するとともに、事業会社ごとの業績目標・予算を設定し、月次・四半期業績管理を実施しております。

#### (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、当社の子会社の取締役等が、その職務の執行に係る事項について、当社の取締役会への報告を行い、また、重要な事項について、当社の取締役会の承認を求めるための体制を構築する。

##### 【運用状況】

- ・当社は、関係会社管理規程を定め、上記体制を構築し運用しております。

#### (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 社内規程（内部統制基本グローバル規程等）により、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制整備のルールを策定する。
- ② 内部統制委員会は、必要な当社グループ各社への指導・支援を実施する。また、当社に内部統制担当部門を設置し、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を構築する。
- ③ コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、必要な当社グループ各社への指導・支援を実施する。また、当社にコンプライアンス統括部門及びリスク管理統括部門を設置し、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を構築する。
- ④ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門及び当社グループ各社の責任者に報告し、当社の担当部門は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

##### 【運用状況】

- ・内部統制基本グローバル規程、コーポレート・ガバナンス基本グローバル規程、コンプライアンスグローバル規程、BCP基本グローバル規程、リスク管理グローバル規程及び内部監査グローバル規程等により、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制整備のルールを策定しております。
- ・当社の財務部が、内部統制担当部門として、内部統制委員会の事務局を担当し、必要に応じて当社グループ各社への指導・支援を実施しております。
- ・当社の法務部が、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンス委員会の事務局を担当し、必要に応じて当社グループ各社への指導・支援を実施しております。
- ・当社の総務部が、リスク管理統括部門として、リスク管理委員会の事務局を担当し、必要に応じて当社グループ各社への指導・支援を実施しております。
- ・当社の監査部が、内部監査部門として、当社グループ各社の内部監査の実施、その結果の報告、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査役が必要とした場合、その職務を補助する使用人を置くものとする。
- ② 当社の監査役会は監査役に属する使用人の人事異動について、事前に当社の取締役より報告を受けるとともに、必要性がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を当社の取締役に申し入れることができるものとする。

【運用状況】

- ・当社の総務部に、当社の監査役の職務を補助する使用人を置いております。上記方針に基づき、当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

(8) 当社グループの役職員が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループ各社の取締役等は当社の監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 当社グループの役職員は当社の監査役に対して、法定事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実を発見した場合は、直接又は当社グループの役職員等への報告を通じて、その内容を速やかに報告する。
- ③ 当社の監査役はいつでも当社グループ各社に報告を求めることができるものとする。

【運用状況】

- ・当社グループ各社の取締役等は、当社の取締役会及びグループ経営会議において、担当する業務の執行状況を報告しております。
- ・当社の監査役は、当社の取締役会及びグループ経営会議に出席しており、当社グループの役職員が当社の監査役に対して速やかに報告を行い、また、当社の監査役がいつでも当社グループ各社に報告を求めることができる体制を整えております。

**(9) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

**【運用状況】**

- ・当社は、上記体制を構築し運用するとともに、当社グループの役職員に周知徹底しております。

**(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、法令に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**【運用状況】**

- ・上記方針に基づき、当該費用又は債務を処理しております。

**(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査役は、必要に応じて独自に弁護士、公認会計士、税理士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。

**【運用状況】**

- ・当社は、当社の監査役が監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断するよう取り組む。社内体制としては、当社の総務部を対応統括部門として定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を収集し、組織的な対応が可能な体制を構築する。

**【運用状況】**

- ・上記体制を構築し運用しております。

### 3. 連結株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)  
(至 令和8年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	15,000	27,435	183,630	△37,740	188,324
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△18,951		△18,951
親会社株主に帰属する 当期純利益			42,830		42,830
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△1,915		33,994	32,078
自己株式処分差損の振替		179	△179		-
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	△1,736	23,699	33,993	55,956
当連結会計年度末残高	15,000	25,699	207,329	△3,747	244,281

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△1,928	△3,101	4,583	669	222	873	189,421
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△18,951
親会社株主に帰属する 当期純利益							42,830
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							32,078
自己株式処分差損の振替							-
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	23,839	-	1,938	1,531	27,309	△150	27,158
当連結会計年度変動額合計	23,839	-	1,938	1,531	27,309	△150	83,115
当連結会計年度末残高	21,910	△3,101	6,521	2,200	27,532	722	272,536

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 4. 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

14社

株式会社コーエーテックモゲームス  
株式会社コーエーテックモウェブ  
株式会社コーエーテックモネット  
株式会社コーエーテックモクオリティアシュアランス  
株式会社コーエーテックモコーポレートファイナンス  
KOEI TECMO AMERICA Corporation  
KOEI TECMO EUROPE LIMITED  
台湾光荣特庫摩股分有限公司  
株式会社コーエーテックモキャピタル  
株式会社コーエーテックモリブ  
天津光荣特庫摩軟件有限公司  
北京光荣特庫摩軟件有限公司  
KOEI TECMO SINGAPORE Pte. Ltd.  
KOEI TECMO SOFTWARE VIETNAM CO., LTD.

##### (2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
- ・非連結子会社の名称
  
- ・連結の範囲から除いた理由

2社

株式会社コーエーテックモミュージック  
上海光荣特庫摩娛樂有限公司

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称  
株式会社コーエーテクモミュージック  
上海光荣特庫摩娛樂有限公司
- ・ 持分法を適用しない理由  
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないためであります。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾光荣特庫摩股分有限公司、天津光荣特庫摩軟件有限公司及び北京光荣特庫摩軟件有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

- ・ 売買目的有価証券 時価法（売却原価は、移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 製品・商品及び原材料 移動平均法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 貯蔵品 個別法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) によっております。また、在外連結子会社は主として経済的見積耐用年数による定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 3年～50年

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法
  - ・ その他の無形固定資産 定額法

- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度対応分の金額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## (5) 収益の計上基準

当社グループは顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

### <エンタテインメント事業>

エンタテインメント事業においては、主に家庭用ゲームソフトの開発・販売、モバイルゲームの開発・運営、自社コンテンツのライセンスの供与を行っております。

#### ① コンソール・PC

パッケージの販売においては、製品を顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

ダウンロード版のゲーム本編やアイテム、シナリオ等の追加コンテンツの販売に係る収益については、当社が各種コンテンツを提供した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

当社グループで開発を行い取引先からパブリッシングされるタイトルや、③に記載の受託開発のタイトルから発生するロイヤリティ収入については、取引先企業の売上高の計上に伴って、先方から販売報告を受領し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、一時点で収益を認識しております。

#### ② オンライン・モバイル

当社グループでは、スマートフォン等の端末を通じてプレイする基本プレイ無料のゲームを配信しており、当該ゲーム内で使用するアイテム等を有償で提供しております。それらについては、ユーザーがアイテム等を購入した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

#### ③ 受託開発

ゲームソフト等の受託開発契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間末の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### ④ ライセンスの許諾

当社グループが開発・保有する知的財産を第三者へ許諾しており、ライセンス契約に基づいた素材等の使用権の供与を行っております。素材提供等が完了した時点で履行義務を充足したと判断し、不返還のライセンス料や最低保証料について一時点で収益を認識しております。また、最低保証料を超過したロイヤリティ収入については、許諾先企業の売上高の計上に伴って、先方から販売報告を受領し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、一時点で収益を認識しております。

#### <アミューズメント事業>

アミューズメント事業においては、主にスロット・パチンコの液晶ソフト受託開発、アミューズメント施設の運営を行っております。

##### ① 液晶ソフト受託開発

スロット・パチンコの液晶ソフト受託開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間末の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### ② アミューズメント施設運営

アミューズメント施設の運営については、ユーザーがアミューズメント機器をプレイした時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

#### <不動産事業>

不動産事業においては、主にライブハウス型ホール「KT Zepp Yokohama」の運用を行っております。

ホールの賃料収入については、主催者が施設利用による便益を享受した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。また、観客に対して行う飲食物の販売、ロッカー等の付帯設備の提供については、商品の引渡、サービスの提供を以て履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## II. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

### Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 顧客との契約から生じた債権

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結注記表「IX. 収益認識に関する注記 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,009百万円

#### 3. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

各科目に含まれている非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

株式（投資有価証券） 10百万円

出資金（その他投資） 28百万円

#### 4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、連結子会社の有形固定資産の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,064百万円

#### 5. 圧縮記帳

過年度に取得した資産のうち、補助金による圧縮記帳額は2,860百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物1,827百万円、土地1,000百万円、その他33百万円となっております。

### Ⅳ. 連結損益計算書に関する注記

#### 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「IX. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 336,096,924株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和7年6月19日 定時株主総会	普通株式	18,951	60	令和7年3月31日	令和7年6月20日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和8年6月18日 定時株主総会	普通株式	22,049	利益 剰余金	66	令和8年 3月31日	令和8年 6月19日

### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,121,000株	1,221,700株
新株予約権の残高	5,605個	12,217個

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余剰資金は高い利回りで運用することを目的として、株式、債券、デリバティブを組み込んだ複合金融商品への投資を行っております。なお、当社グループが利用するデリバティブは、デリバティブを組み込んだ複合金融商品のみであります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、株式、債券等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブを組み込んだ複合金融商品への投資は、債券市場価格及び為替変動によるリスクを有しております。なお、当社ではデリバティブ取引を信用度の高い金融機関等と行っており、取引の相手方の契約不履行により生じる信用リスクは極めて少ないと認識しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式、債券、デリバティブを組み込んだ複合金融商品への投資は、社内規則に基づき、その投資限度額を定めて厳重に管理しております。なお、時価評価を含むポジション等の状況は、定期的に経営陣に報告されております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項（注）1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等は、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	142,085	142,085	-
資産計	142,085	142,085	-

(注) 1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 有価証券及び投資有価証券

債券には複合金融商品（契約額 277百万ドル）が含まれております。デリバティブ評価益 5,377百万円は連結損益計算書の営業外収益に、デリバティブ評価損 75百万円は連結損益計算書の営業外費用に計上しております。

また、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	① 株式	56,285	32,894	23,391
	② 債券			
	国債・地方債等	4,941	3,739	1,201
	社債	38,447	36,037	2,410
	③ その他	16,868	8,647	8,220
	小 計	116,543	81,318	35,224
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	① 株式	1,376	1,458	△82
	② 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	24,166	24,565	△399
	③ その他	-	-	-
	小 計	25,542	26,024	△481
	合 計	142,085	107,343	34,742

## 2. 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 関係会社株式	10
(2) 関係会社出資金	28
(3) 非上場株式	308
合 計	347

これらについては、市場価格がないことから、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に定める取扱いに基づき、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は13,165百万円であります。

投資信託等について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がある場合、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなしており、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には、当該投資信託等が含まれております。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	61,275	-	-	-
売掛金	20,548	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 国債・地方債等	-	1,860	3,670	-
(2) 社債	54,531	7,794	1,565	-
合 計	136,355	9,655	5,235	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）市場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	計
有価証券及び投資有価証券				
株式	57,661	-	-	57,661
国債・地方債等	-	4,941	-	4,941
社債	-	62,613	-	62,613
その他	-	-	-	-
資 産 計	57,661	67,555	-	125,217

(注) 1. 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなすもの（連結貸借対照表計上額 16,868百万円）については、上記表には含めておりません。

①期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	その他有価証券
期首残高	13,218
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	-
その他の包括利益に計上(*1)	3,649
購入、売却、償還	-
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	-
期末残高	16,868

(\*1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
解約可能日が3か月又は6か月ごとに設定されているもの	16,868

## 2. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 有価証券及び投資有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。債券は、取引金融機関から提示された価格等によっており、国債は主にレベル1の時価に、地方債及び社債は主にレベル2の時価に分類しております。

投資信託等は、公表されている基準価額等によっており、主にレベル2の時価に分類しております。また、時価算定適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託等はレベルを付しておりません。

有価証券の流動性が低い場合や、時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

## Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 813円60銭

2. 1株当たり当期純利益 131円77銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
親会社株主に帰属する当期純利益	42,830百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	42,830百万円
普通株式の期中平均株式数	325,024千株

## Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

## Ⅹ. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

収益の地域別の内訳

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計
	エンタテインメント	アミューズメント	不動産	計		
日本	43,007	4,782	716	48,506	29	48,536
北米	11,571	-	-	11,571	-	11,571
欧州	7,281	-	-	7,281	-	7,281
アジア	20,379	-	-	20,379	-	20,379
顧客との契約から生じる収益	82,239	4,782	716	87,737	29	87,767
その他の収益(注2)	-	-	580	580	45	625
外部顧客への売上高	82,239	4,782	1,296	88,318	75	88,393

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業等を含んでおります。

2. その他の収益は、不動産賃貸収入等によるものであります。

### 収益の認識時期

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計
	エンタテインメント	アミューズメント	不動産	計		
一時点で移転される財及びサービス	80,783	3,897	716	85,396	29	85,426
一定期間にわたり移転される財及びサービス	1,456	885	-	2,341	-	2,341
顧客との契約から生じる収益	82,239	4,782	716	87,737	29	87,767
その他の収益(注2)	-	-	580	580	45	625
外部顧客への売上高	82,239	4,782	1,296	88,318	75	88,393

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業等を含んでおります。

2. その他の収益は、不動産賃貸収入等によるものであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」
4. 会計方針に関する事項 (5)収益の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,415百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	20,548
契約資産（期首残高）	1,708
契約資産（期末残高）	322
契約負債（期首残高）	1,697
契約負債（期末残高）	2,478

連結貸借対照表において、契約負債は「その他流動負債」に計上しております。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は1,676百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

契約資産は、主に、顧客との請負契約について連結会計年度末時点で一定期間にわたる収益を認識しておりますが、未請求の権利に関するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で売上債権へ振替えられます。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	67百万円
1年超2年以内	-
2年超3年以内	-
3年超	-
合計	67

## X. その他の注記

### 1. 退職給付関係

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は従業員の退職金制度として、積立型の確定給付年金制度を設けております。また、海外連結子会社の一部は確定拠出型の制度を設けております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

#### (2) 確定給付制度

##### ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,272百万円
勤務費用	510
利息費用	101
数理計算上の差異の発生額	△1,336
退職給付の支払額	△257
退職給付債務の期末残高	6,290

##### ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	11,704百万円
期待運用収益	526
数理計算上の差異の発生額	1,003
事業主からの拠出額	795
退職給付の支払額	△257
年金資産の期末残高	13,772

##### ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,290百万円
年金資産	△13,772
	△7,482
非積立型制度の退職給付債務	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,482
退職給付に係る負債	-
退職給付に係る資産	△7,482
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,482

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	510百万円
利息費用	101
期待運用収益	△526
数理計算上の差異の費用処理額	△103
確定給付制度に係る退職給付費用	△18

⑤ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	2,236百万円
合 計	2,236

⑥ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△3,215百万円
合 計	△3,215

⑦ 年金資産に関する事項

・年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	48.8%
株式	48.9
その他	2.3
合 計	100.0

・長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率

3.2%

長期期待運用収益率

4.5%

(3) 確定拠出制度

一部の海外連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、2百万円であります。

## 5. 株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)  
(至 令和8年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	15,000	56,766	1,736	58,503	72,227	72,227
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△18,951	△18,951
当 期 純 利 益					17,522	17,522
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△1,915	△1,915		
自己株式処分差損の振替			179	179	△179	△179
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,736	△1,736	△1,608	△1,608
当 期 末 残 高	15,000	56,766	-	56,766	70,619	70,619

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△37,740	107,990	775	775	873	109,639
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△18,951				△18,951
当 期 純 利 益		17,522				17,522
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1				△1
自 己 株 式 の 処 分	33,994	32,078				32,078
自己株式処分差損の振替		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△312	△312	△150	△463
当 期 変 動 額 合 計	33,993	30,649	△312	△312	△150	30,185
当 期 末 残 高	△3,747	138,639	463	463	722	139,825

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 6. 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

- |                  |  |
|------------------|--|
| ① 売買目的有価証券       | 時価法（売却原価は、移動平均法により算定）                        |
| ② 満期保有目的の債券      | 償却原価法（定額法）                                   |
| ③ 子会社株式          | 移動平均法による原価法                                  |
| ④ その他有価証券        |  |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等      | 主として移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）                  |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 有形固定資産   | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物附属設備 15年<br>工具、器具及び備品 4年～15年 |
| (2) 無形固定資産   |   |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法   |
| ・その他の無形固定資産  | 定額法   |

#### 3. 引当金の計上基準

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 賞与引当金   | 従業員賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度対応分の金額を計上しております。      |
| (2) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。                       |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 |

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの業務委託料及び受取配当金となります。業務委託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための重要な事項

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 退職給付に係る<br>会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
|---------------------|---|

## II. 表示方法の変更に関する注記

### （損益計算書関係）

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」（前事業年度90百万円）は、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

### III. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	30百万円
短期金銭債務	10百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	56百万円

### IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	営業収益	20,818百万円
	その他	213百万円
	営業取引以外の取引高	277百万円

### V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,010,124株

### VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳	
（繰延税金資産）	
賞与引当金	40百万円
投資簿価修正額	56
関係会社株式評価損	141
その他	45
繰延税金資産小計	284
評価性引当額	△198
繰延税金資産合計	85
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△212百万円
前払年金費用	△82
投資簿価修正額	△49
その他	-
繰延税金負債合計	△344
繰延税金負債の純額	△258

### VII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内 容	取引 金額 (百万円)	科 目	期末 残高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	株式会社 コーエー テクモゲ ームス	横浜市 西区	9,090	パソコン・ 家庭用ゲー ムソフト等 の企画・開 発・販売、 オンライン ゲーム・モ バイルコン テンツの企 画・開発・ 運営・書 籍・音楽ソ フト・映像 ソフト・グ ッズ等の企 画・制作・ 販売、イベ ントの企 画・運営、 不動産事業	(所有) 直接 100.00%	兼任 4人	管理 業務 受託	管理業 務受託	3,454	-	-
子会社	株式会社 コーエー テクモコー ポレートフ ァイナ ンス	横浜市 港北区	200	グループ会 社の資金管 理、貸付、 借入に関 する業務、 有価証券 の保有、 運用及 び投資等	(所有) 直接 100.00%	兼任 5人	管理 業務 受託	資金の貸付  資金の回収 (注)3  受取利息	57,246  18,677  275	短期 貸付金	54,767  -  -

- (注) 1. 当社の受託業務については、市場価格を参考に決定しております。  
2. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。  
3. 当社子会社の株式会社コーエーテクモコーポレートファイナンスは、令和7年4月1日付で当社子会社の株式会社コーエーテクモゲームスの有価証券等の運用等に関する権利義務を吸収分割により承継しております。  
これに伴い、資金の回収は、当該吸収分割によって株式会社コーエーテクモコーポレートファイナンスに承継された短期貸付金16,197百万円を含んだ金額となっております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連 当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	襟川 恵子	-	-	当社取締役 名誉会長	(被所有) 直接 0.00% [1.21%]	-	ストック・ オプション の権利行使 (注)2	11	-	-
役員	襟川 陽一	-	-	当社代表取締役 会長 兼 取締役会議長	(被所有) 直接 0.00% [1.21%]	-	ストック・ オプション の権利行使 (注)2	11	-	-

- (注) 1. 議決権等の所有(被所有)割合の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。  
 2. 令和4年8月29日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。  
 3. 取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## IX. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 416円37銭
  - 1株当たり当期純利益 53円91銭
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度
当期純利益	17,522百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	17,522百万円
普通株式の期中平均株式数	325,024千株

## X. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。